

地域応援助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域内で世代間交流や孤立を無くすことを目的として行う食堂事業の開催にかかる経費の負担軽減と、地域内での支え合い助け合い体制づくりを推進することを目的として必要な事項を定める。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、社会福祉法人朝来市社会福祉協議会（以下「本会」という。）とする。

(助成対象事業)

第3条 この助成事業における助成対象は、市内の行政区（以下「区」という。）とする。

2 助成対象とする事業は、地域内で世代間交流や孤立を無くすことを目的とした食堂事業で、以下の条件を満たす活動とする。

- (1) 他機関から補助金や助成金を受けていないこと
- (2) 区民全員を対象とする事業であること
- (3) 食堂事業の開催時には、本会が進呈したのぼり旗を設置すること

(助成金の交付額及び助成回数)

第4条 助成額は、次の通りに定める額とし予算の範囲内で助成する。

(1) 申請活動の参加人数に応じて次の通り交付する

ア	60名以上	30,000円を上限
イ	40名から59名	25,000円を上限
ウ	20名から39名	20,000円を上限
エ	19名以下	10,000円を上限

2 助成回数については年度内1回とする。

(助成対象経費及び助成対象外経費)

第5条 この助成事業における助成対象経費及び助成対象外経費は、経費一覧表（共通別表1）に定める通りとする。

(助成対象期間)

第6条 この助成事業における対象期間は原則、当該年度の4月から2月までとする。

(助成申請及び結果の通知)

第7条 助成金の交付を受けようとする区は、第3条で規定した事業を実施する2週間前までに地域応援助成事業申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）に必要事項を記入し本会に提出するものとする。

2 本会は、申請書を精査したうえ、速やかに助成の可否について決定し、助成事業決定通知書(共通様式第1号)により申請区に通知するものとする。

(報告書の提出)

第8条 助成を受ける区は、活動終了後速やかに地域応援助成事業報告書(様式第2号)(以下「報告書」という。)を本会へ提出しなければならない。

(助成金の交付)

第9条 本会は助成交付決定後、全額を区へ交付する。

2 助成金は振込にて指定口座へ助成金を交付する。

(活動の変更または取下げ、及び交付決定の取り消し)

第10条 申請区が活動を進めるうえでの変更または取下げが必要な場合には、申請区は助成事業(変更・取下げ)届(共通様式第2号)を本会に提出しなければならない。

2 助成事業(変更・取下げ)届(共通様式第2号)の提出があった場合には、本会は審査の上速やかに助成事業(変更・取下げ・取消)決定通知書(共通様式第3号)を申請区に通知する。

3 本会は、申請区が次の各号に該当すると認めるときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。その際には、助成事業(変更・取下げ・取消)決定通知書(共通様式第3号)を申請区に通知する。

(1) 事前の連絡もなく、計画と別の形で事業を進めたとき

(2) 虚偽、その他不正の手段により助成金の交付を受けたとき

(助成金の返還)

第11条 本会の会長は、第10条3項に規定する取り消しを行った場合、助成金の全額または一部の返還を求めることができる。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関して必要な事項は、本会の会長が定める。

附則

1. この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

1. この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

1. この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

1. この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

1. この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

1. この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

1. この要綱は、令和7年4月1日から施行する。